

## 第22期 第14回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和4年7月12日（火）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22  
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	松 下 誠 四 郎
	〃	木 村 慶 造
	〃	竹 林 雅 史
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	中 居 裕
	堤 静 子	
	欠席委員(会長代理)	二本柳 勝
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主任専門員	八 島 美 奈 子
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤 一 郎
	三戸地方水産事務所 所 長	石 戸 義 人
	下北地方水産事務所 副所長	田 村 直 明

#### 4 審議の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）  
原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について  
原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

#### 5 議事の経過

##### 会 長

定刻となりましたので、ただ今から、第22期第14回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項1件が予定されています。委員各位の御協力と県の御助言をいただきながら、議事を円滑に進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超えます14名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

##### 委 員

（「異議なし」の声あり。）

##### 会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人として、中居委員と堤委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。  
事務局から説明をお願いします。

##### 長根事務局長

はい、会長。

##### 会 長

はい、局長。

## 長根事務局長

それでは、説明します。

資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）、このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回、諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

## 会 長

県から補足等があればお願いします。

## 水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

## 会 長

はい、三橋副参事。

## 水産振興課 三橋副参事

それでは、県から議案第1号について、補足説明させていただきます。

資料1を1枚おめくりください、2ページ目でございます。

例によって、漁業種類と漁業を営む者について、説明させていただきます。

まず最初は、なまこ潜水器漁業です。

全部で4件ありまして、上から尻屋漁協、石持漁協、猿ヶ森漁協、風間浦漁協、これは、蛇浦支所ということになります。

続きまして、うに・ほや潜水器漁業です。

これは、尻屋漁協ということになります。

最後、あわび潜水器漁業ということで、尻屋漁協ということになっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

## 会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位からの御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして、発言する際は、挙手の上、私の

指名を受けた後で、マイクに向かって御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見はありませんですか。

**委 員**

(「なし」の声あり。)

**会 長**

御質問、御意見もないようでありますので、議案第1号については、諮問どおり決定したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

**委 員**

(「異議なし」の声あり。)

**会 長**

それでは、議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

続きまして、議案第2号「秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

**長根事務局長**

はい、会長。

**会 長**

はい、局長。

**長根事務局長**

それでは、説明いたします。

まず、赤道以北の太平洋での動力漁船によるサケ又はマスを獲得することを目的とする漁業については、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」の第84条により、一部例外を除き営んではならないとされており、青森県でも禁止されておりますが、総トン数10トン未満の漁船には制限がかかっていない状況にあります。

このような制度の中、本県のサケ・マスの再生産親魚の確保等を目的に、県からの依頼により、当海区管内においては総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う秋さけはえなわ漁業の操業を禁止する委員会指示を昭和62年から発動してきているところです。

資料の1を御覧願います。

青森県農林水産部長から東部海区会長あての依頼文です、件名及び本文のみ読み上げます。

秋さけはえなわ漁業の操業制限にかかる委員会指示の発動について（依頼）、本県太平洋海域においていかつり漁業等と操業区域が輻輳するこの漁業について、昨年同様、サケの再生産用親魚の確保と、当該海域の漁業秩序の維持を目的として、漁業関係法令により規制対象とされていない10トン未満漁船による秋さけはえなわ漁業の操業を禁止して頂きたく、漁業法第120条第1項による委員会指示の発動を依頼します。

次に議案第2号の資料2を御覧ください、この依頼を受けての委員会指示の案です。

読み上げます、青森県東部海区漁業調整委員会指示第7号、漁業法第120条第1項の規定により、サケを目的とするはえなわ漁業について、次のとおり操業を禁止する。令和4年7月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明。

となっておりますが、年次が更新されている他は、昨年と同じ内容となっております。

また、はえなわ試験操業については、昨年は操業予定がなく、内水面研究所において委託手続きが行われなかったと聞いておりますが、将来、資源動向によっては、操業を再開する可能性があるため、但し書きの操業のための除外規定を残しております。

なお、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

会 長

次に県から説明をお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

議案第2号につきましては、県の方から補足説明はございません。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見はありませんですか。

**委員**

（「異議なし」の声あり。）

**会長**

それでは、御質問、御意見もないようでありますので、議案第2号については、原案どおり委員会指示を発動することとしたいと思いますが、御異議、ございませんか。

**委員**

（「異議なし」の声あり。）

**会長**

それでは、議案第2号「秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について」は指示案のとおり、委員会指示を発動することといたします。

なお、公示に当たって若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

以上、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項の「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」を事務局から報告願います。

**長根事務局長**

はい、会長。

**会長**

はい、局長。

**長根事務局長**

それでは報告します、報告資料1を御覧ください。

全国漁調連からの通知です。

結果についてですが、まず、総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮して、急遽、書面による表決としまして、令和4年6月20日に会長による書面表決書の確認を行って、表決を行っております。

その内容につきましては、次のページ、2ページ目の内容となります。

提案された議案につきましては、全て承認されておりますが、この文書中の表の下の部分になりますが、審議結果のところ、議案第3号協議事項（中央要望活動）についてにつきまして、6県から、「沿岸まぐろはえなわ漁業を大臣管理漁業とすること」等が新規要望項目として反映されていなかったことに対する意見が出されてお

ます。

これにつきましては、全漁調連が要望すべき広域的な課題とすべきか、今後、検討していく予定です。ということになりました。

この要望事項等につきましては、3ページ目以降になりますので、各自において、お目通しの方をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

## 会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

## 宮野委員

会長。

## 会 長

宮野委員。

## 宮野委員

私も今、これを見てびっくりしたんですけど、中身、さっきざっと読んだら、例えば、要望活動の中に、まぐろはえなわ漁業を大臣許可にしてください、とかっていう項目があるんですよ。

これ、私ら地元、青森県のまぐろ漁師なんか、海区漁業調整委員会、西部と東部とありますけども、どこの場でこれが出てきたかということが分からないし、これ、全国の通常総会の中でこういう要望活動をしたらどうですか？っていうことで出たものか、各県から要望が全国の方にあがって、それを取りまとめたものがここに載っているものか、それがよく分からないということが1つと。

それから、私、マグロの管理委員もやっているんですけども、マグロの管理委員の方は、県の枠をただ大雑把に決まったものを、それで良いかどうかということでやっているんです。

これ、東部にもマグロの話、何もしないし、管理委員会の方でも、殆ど詰めた話をしていないんですよ。こういう大事な話、これ、どこから出てきたんですか。

はえなわ漁業を大臣許可にしてくださいとかっていうこと、この場で話したことなかったでしょう。

ちょっと、誰か、分かる人がいたら説明してください。私の勉強不足か分かりませんが。

会 長

今、宮野さん、何ページって言いました？

宮野委員

要望活動の3番目、10ページ。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

これについては、まず、各県からの要望ということで、東日本ブロックにこの素案をあげます。その段階で1回揉んで、全国にブロック、幾つかあるんですけども。その案をまた全国の漁調連の方でまとめて理事会等を経て、議案としてあがって、それで決定されているものです。

個々の案件、各県事情があるわけですので、それが共通のもので採用されるべきかどうかというのは、各段階で審議されます。

ですので、今回、この議案、この中での議案3号の承認制にしていだきたいという要望については、確か、日本海ブロックの方から出されたものだと思うんですけども。

これ、十分審議する必要があるということで、この中には盛り込まれておりません。

ですので、そのプロセスについては、そういったプロセスを経ることになります。

宮野委員

はい、会長。

会 長

宮野委員。

宮野委員

私、一人喋っていてもしょうがないので、できるだけ簡単に言いたいんですけども。

この、今、局長の言うことで、ブロックの方からあがったものを全国で審議したと。それで、総会で出た、提案されたからということで、各海区の会長あてにこういう通知書が来ているということは分かりました。

でもですよ、考えてみてください。クロマグロで、今、もめているのは、青森県が物凄くもめているんですよ、未報告だとか、いろんな意味で。

それは、直接、マグロに関係のない委員の方もおられると思いますけども。

そうした中で、東部海区調整委員会があって、マグロの管理委員会があって、どこでもそのまぐろのはえなわに対する大臣許可ということは、何も話しないで、よその



県が出したからっていうことで、それで終わっていいんだろうか？という私の意見なんですよ。

私はね、マグロの未報告とかそういうものを回避するためには、はえなわと一本釣りを完全に分けて割当てを決めなければ、これは上手くいかないというふうな、前から考えていたんです。

それなのに、今まで、話をする機会がなくて、今、出てきたからびっくりしているんです。

じゃ、何で、海区でこういうことも話し合わないかということ、私、提案しているんですよ、話してはいけないんですか？

海区でもやっぱり青森県の漁業者のことを考えて、こういうはえなわは大臣許可にすべきだとか、細かい数量の割当ては管理委員会があるからそこで決めたとしても、海区調整委員会の中でも、それくらいの大筋の道しるべぐらいのものは、話し合っ、皆さんが、委員が納得していなければ、中央から来たものだけ納得して、今度から大臣許可になりましたって、私ら、地元に戻っても説明できないんですよ。それを私、訴えているんです。

**会 長**

局長。

**長根事務局長**

この後の説明でしようと思っていたんですけれども。

この作業については、まずはボトムアップでいくわけなんですよね、この要望についても、昨年の8月の委員会で東部の委員会からの要望ということで、この中で審議していただいてあげております。

ですので、全く、このことについて審議していないということにはならないということ承知いただきたいと思います。

ですので、この作業につきましては、次回の、一応、8月予定になるんですけども、開催予定になるんですけども、その中での令和5年度の要望活動の項目をこの場で練っていただくこととなりますので、その準備は、我々事務局といたしましても、進めているといいますか、段取りはしているところでございます。

**宮野委員**

はい。

**会 長**

はい、宮野委員。

## 宮野委員

管理委員会の堀江会長さんが全国の何かそういうマグロの関係の委員をやっていますし、うちの方は、竹林委員が確か県の代表で行っていると思うので、その方々がこういう提案をしているものか。

それとも、我々が知らないうちにこういうものが提案されていっているものか、ということの疑問を感じていたということ。

それから、じゃ、これがあつた時には、実際、やっぱり、地元で今、局長から説明があつたから分かりましたけども、やっぱり海区調整委員会、東部と西部と、やっぱりこういうことがあります、こういう提案があります。

これについては、皆さんの意見、どうですか？ということで議論して、そして、私らが、さっき言ったみたいに、地元に戻っても、まだ分からないけども、将来的にはこういうことも計画しているとか、こういう、今、動きをしているとかを説明しなければ、もう大混雑なんですよ。

その辺のところ、是非、ちょっと時間が長くなりましたけども、ただ報告だけではなくて、やっぱりそういうことを議論して、この場で話し合いをするというふうな、今後はやると言っていたということでしたので、是非、よろしくお願いします。

以上です。

## 会 長

他にありませんか。

ないようでありますので、それでは、予定していた議題が全て終了したので、以上、これをもちまして、第22期第14回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時45分